

保護者様

### インフルエンザに罹患した場合の対応について

新宮市立小中学校及び新宮市立幼稚園に通うお子様がインフルエンザと診断された場合の対応は、次のとおりとしておりますので、ご協力をお願いします。

- ・お子様が、医師によりインフルエンザと診断された場合、学校保健安全法にもとづいて出席停止となりますので、学校（園）にご連絡ください。  
出席停止期間については、次ページをご覧ください。
- ・出席停止期間が終わり登校登園を再開するときは、登校登園連絡票に保護者様が記入し、学校（園）に提出してください。全身状態が良ければ、医師の診断による登校登園許可書は必要ありません。
- ・登校登園を再開するまで経過を観察し、登校登園連絡票の裏面のインフルエンザ療養経過記録に記入してください。
- ・インフルエンザの出席停止期間が終わっても咳や咽頭痛などの症状が強い場合は、登校登園を控え1日様子をみてください。症状が改善しない場合は、医療機関を受診してください。医療機関を受診し、登校登園を許可された場合は、医師により登校登園連絡票の＜医師記載欄＞へ記載・押印していただく必要があります。
- ・インフルエンザ罹患が、冬休みや春休み、臨時休校（園）中であっても、登校登園を再開する際は、登校登園連絡票を提出してください。

※登校登園連絡票は、学校（園）から配布されたものをご使用ください。配布されたものがない場合は、学校（園）へ取りに行くか市ホームページからダウンロードしてください。

# ＜インフルエンザの出席停止期間＞

(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあっては、3 日) を経過するまで

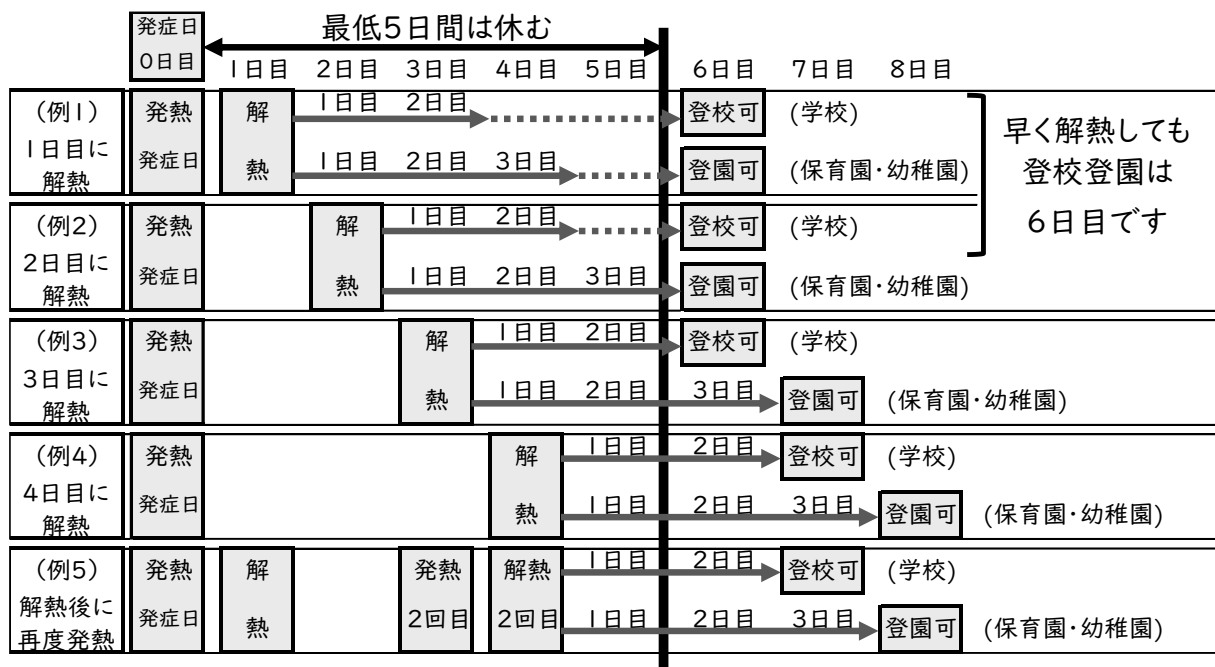
※発症した日を 0 日目とし、翌日からの 5 日間は休んでください。(最短で登校登園できるのは、6 日目になります。)

※解熱した日の翌日から 2 日間 (幼児にあっては 3 日間) 休んでください。

※37.5 度未満に下がり、24 時間以上続いた場合を「解熱した」とし、最初に 37.5 度未満を確認した日を解熱した日 (解熱日) とします。

※一度解熱した後 24 時間以上経過して再度 37.5℃以上に発熱した場合 (二峰性発熱) は、最後の発熱が解熱した日の翌日から 2 日間 (幼児にあっては、3 日間) 休んでください。

※咳や咽頭痛などの症状が強い場合は、登校登園を控え 1 日様子をみてください。症状が改善しない場合は、医療機関を受診してください。



※登校登園可能かどうかの判断に迷われる場合は、医療機関を受診してください。